

## 株式会社善商に係る経緯

### ( 都市計画法・建築基準法に関すること )

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 昭和 62 年 3 月 14 日  | コンクリート廃材処理プラント建設目的の開発許可   |
| 昭和 62 年 6 月 9 日   | 同上開発区域の一部拡張変更許可   |
| 平成 10 年 7 月 30 日  | 事務所棟の違反建築物に対する現地調査<br>( 鉄骨造平屋建て屋根・外壁が取り付け済みの状況であった )                      |
| 平成 10 年 7 月 31 日  | 口頭により工事の停止を指示し来庁要請  |
| 平成 10 年 8 月 7 日   | 再度、口頭により工事の停止を指示し来庁要請   |
| 平成 10 年 8 月 12 日  | 再々度、口頭により工事の停止を指示し来庁要請  |
| 平成 10 年 8 月 19 日  | 工事停止及び是正指導<br>( 開発区域許可済内への移転若しくは解体等の指導に<br>応じない場合は、文書による勧告を行う旨告知した )      |
| 平成 10 年 8 月 25 日  | 現地調査、工事停止の文書を交付   |
| 平成 10 年 9 月 7 日   | 現地調査、外壁塗装工事の完了を確認   |
| 平成 10 年 9 月 9 日   | 是正勧告書及び通知書を配達証明にて送付   |
| 平成 14 年 9 月 頃     | 開発許可済のコンクリート廃材処理プラントの事務所の建設<br>に伴う敷地拡大の相談を受ける。関係法令を所管する県と協<br>議をするよう指示した。 |
| 平成 15 年 2 月 頃     | 県との協議結果について報告があった   |
| 平成 15 年 9 月 頃     | 再度、コンクリート廃材処理プラントの敷地拡大についての<br>相談を受ける                                     |
| 平成 15 年 10 月 27 日 | 県森林保全課に出向き開発について相談。その後、設計者<br>には県による指導等を整理するよう指示した。                       |